明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○港則法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一一）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**九二、九三）　七

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**九四）　八

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**五三～六〇）　九

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**六一）　一六

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**六二～六四）　一六

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**同**六五～六八、七〇）　一八

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**六九）　二〇

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**農林水産**四七一）　三

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（**同**四七二）　三

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（**同**四七三）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（**同**四七四）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三四

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、首都高速道路株式会社工事一部完了、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三五

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七

会社その他

会社決算公告　三八